

I. 教育振興基本計画とは？

10年間を通じて目指す教育の姿を示し、その実現に向けて5年間で取り組む教育政策の道筋を明らかにする計画です。

- 教育振興基本計画は、改正教育基本法第17条に基づき政府が策定する、日本の教育の振興に関する総合計画です。（第一期計画期間：平成20～24年度）
- 地方公共団体も本計画を参酌し、地域の実情に応じた計画を策定するよう努めています。

II. 第2期教育振興基本計画の策定に向けて

現在、中央教育審議会において、第2期教育振興基本計画の策定に向けて議論しています。

- 平成23年12月には「第2期計画の策定に向けた基本的な考え方」がまとまりました。平成24年度中には、中央教育審議会からの答申をいただいた上で、第2期計画を閣議決定する予定です。

第2期計画の策定に向けた基本的な考え方＜詳細は裏面＞

- ◇ 我が国が直面する危機を乗り越え、持続可能で活力のある社会を構築していくための社会の方向性として、「**自立、協働、創造**」の3つが理念が重要であると整理しています。
- ◇ これらの理念を踏まえた今後の教育行政の方向性について、以下の4つに整理しています。
 - ・ **社会を生き抜く力の養成** ～教育の質の向上やその保証～
 - ・ **未来への飛躍を実現する人材の養成** ～グローバル化に対応する人材、イノベーションをもたらす人材、社会的課題に対応した人材の養成～
 - ・ **学びのセーフティネットの構築** ～多様な学習機会の確保、安心安全な教育環境の整備～
 - ・ **絆づくりと活力あるコミュニティの形成** ～社会全体の教育力の向上など～

III. 第2期教育振興基本計画と熟議の連携！

中央教育審議会における議論だけでなく、様々な「熟議」における議論も踏まえつつ、立場を超えた方々と協働して計画を策定していきます。

- 皆様の開催する熟議のうち、基本計画の論点ともリンクする議論は適宜、中教審にも報告させていただきます。裏面の「第2期計画の策定に向けた基本的な考え方」も参考にしてみてください。
- 熟議を主催してみたい方は、以下の連絡先までご連絡ください。中央教育審議会委員や文部科学省職員が出席する可能性もあります。第2期教育振興基本計画と一緒に作っていきましょう！

＜問い合わせ先＞文部科学省生涯学習政策局政策課 高橋、宮崎 03-6734-3279(直通)